

役員等の報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、役員及び評議員など(以下「役員等」という。)の報酬に関する事項を定める。

(報酬)

第2条 役員等のうち法人業務(会合に出席したとき)を行う理事・監事及び評議員等に対して報酬を支給する。

(支給額)

第3条 支給額は、1回あたり2万円以内(ただし、手当及び交通費を含む)とする。なお、理事会及び評議員会の出席に限り全額支給し、その他の出席は二分の一以内とする。

(支給総額)

第4条 前条の支給総額は、年間140万円以内とする

(支給日)

第5条 役員等の会合を開催した日。

(改正)

第6条 この規程の改正は、評議員会の議決により改正する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年3月17日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年6月16日から施行する。